

平成29年度道東ブロックカブスチャレンジリーグU-13

開催要項

- 1 主 旨 日本サッカー界の将来を担うユース（15歳以下）の少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、第3種年代の加盟チーム全てが参加できる大会として、本大会を実施する。この主旨を受けて、公益財団法人北海道サッカー協会として本大会を開催する。
- 2 名 称 平成29年度道東ブロックカブスチャレンジリーグU-13
- 3 主 催 (公財)北海道サッカー協会
- 4 主 管 平成29年度第9回道東ブロックカブスリーグU-15実行委員会、釧路地区サッカー協会、網走地区サッカー協会、根室地区サッカー協会、一般社団法人十勝地区サッカー協会
- 5 後 援 (公財)北海道体育協会、北海道中学校体育連盟、開催地(市町村)教育委員会
- 6 期 日 【ファーストラウンド】
第1節：5月13日(土) 第2節：5月20日(土)・7月23日(日)
第3節：6月3日(土)・5月21日(日) 第4節：6月10日(土)
第5節：6月17日(土)・7月29日(土) 第6節：7月22日(土) 第7節：8月5日(土)
【セカンドラウンド】
第8節：8月11日(金) 第9節：9月2日(土) 第10節：9月9日(土)
第11節：9月16日(土) 第12節：9月23日(土) 第13節：10月7日(土)
第14節：10月8日(日)
- 7 会 場 【ファーストラウンド】
第1節：網走スポーツ・トレーニングフィールド
第2節：阿寒多目的広場、豊頃町茂岩山運動広場、中標津町運動公園
第3節：中札内交流の杜、網走スポーツ・トレーニングフィールド
第4節：鶴居村多目的広場、豊頃町茂岩山運動広場 第5節：鶴居村多目的広場、阿寒多目的広場
第6節：中標津町運動公園 第7節：鶴居村多目的広場、豊頃町茂岩山運動広場
【セカンドラウンド】
第8節：鶴居村多目的広場、豊頃町茂岩山運動広場 第9節：網走スポーツ・トレーニングフィールド
第10節：中標津町運動公園 第11節：中標津町運動公園
第12節：鶴居村多目的広場、豊頃町茂岩山運動広場 第13節：網走スポーツ・トレーニングフィールド
第14節：網走スポーツ・トレーニングフィールド
- 8 参加資格 (1)本リーグ参加申込締切日までに(公財)日本サッカー協会に第3種登録した加盟チームであること。
(2)(1)項のチームに登録され、かつ、平成29年度第9回道東ブロックカブスリーグU-15に参加するチームの中学1年生の選手であること。
(3)(公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内のチーム間であれば移籍手続を行うことなく本大会に参加させることができる。
なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第4種年代のみとし、同一クラブ内の第4種複数のチームから選手を参加させることも可能とする。第3種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
(4)出場可能な選手が11名に満たない場合は、オーバーエージ選手を補充して出場させることを認める。ただし、出場させる選手は、同日開催のU-15の試合に出場していない選手を優先させること。
- 9 参加チーム SC釧路U-15、北海道コンサドーレ釧路U-15、幕別札内FC、音更町立下音更中学校、FC網走U-15、釧路市立景雲中学校、釧路市立鳥取西中学校、中標津町立中標津中学校
- 10 競技規則 リーグ実施年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。ただし、以下の項目については本リーグ規定を定める。
(1)自由な交代を認める。
(2)ベンチ入りできる人員は、交代要員を含めその試合に出場する選手とチーム役員5名までとする。

- 11 競技方法 (1) 8チームによるリーグ戦方式(2回戦総当たり)とする。
 (2) 試合時間は60分(30分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は原則として10分とする。
 (3) 順位の決定は次の順序により決定する。
 ①勝点(勝3点、引分1点、負0点) ②ゴールディフェンス ③総得点 ④当該チームの対戦成績(勝敗)
 ⑤同総得点 ⑥実行委員会による抽選
- 12 懲 罰 (1) 本リーグにおいて規律委員会を組織し、委員長は道東ブロックカブスリーグ実行委員長が兼任する。委員の人選については委員長に一任する。
 (2) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については本リーグの規律委員会において決定する。ただし、この規定は本リーグのみの適用とする。
 (3) 本リーグ期間中に警告を3回受けた選手は、次の1試合に出場できない。ただし、この規定は本リーグのみの適用とする。
 (4) 本リーグ諸規定及び本記載事項にない事例に関しては、リーグ規律委員会にて決定する。
- 13 参加申込 参加チームは、以下の手続きを期日までに完了すること。
 (1) 参加申込は、カブスリーグU-15への参加申し込みをもって、U-13への参加申し込みとみなす
 (2) 選手登録用紙の提出
 ①所定の用紙をE-mailで申込先Aに提出する。(上記書類は地区サッカー協会経由で(一社)十勝地区サッカー協会→(公財)北海道サッカー協会に送付される。)
 ②1年生の選手で11名に満たないチームは、オーバーエージ選手(U-14)の登録を認める。その場合、その選手がU-15リーグに登録している選手であっても良い。
 ③選手登録用紙に記載する背番号は、選手固有のものとする。
 ④提出期限：平成29年4月27日(木)16時まで
 (3) 親権者同意書の提出
 ①郵送で申込先B①に送付する。
 ②提出期限；平成29年4月27日(木)
 (4) 大会参加料は徴収しない。

申込先A：所属地区サッカー協会 申込先B：①(公財)北海道サッカー協会 〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41 北海道フットボールセンター内 TEL 011-825-1100 FAX 011-825-1101 ②(一社)十勝地区サッカー協会 〒080-0018 帯広市西8条南18丁目3-3 大西ビル2F TEL/FAX 0155-21-6626
--

- 14 追加登録 選手の追加登録は所定の用紙を用い、所属地区サッカー協会を通じて(一社)十勝地区サッカー協会に申請すること。同時に、実行委員長にも直接同様の申請を行うこと。また、選手の移籍に伴う追加登録については移籍手続きを完了してから行うこと。追加登録の申請締め切りは各節の3日前16:00までとする。(※登録移動ウィンドウとは異なることに注意)
- 15 ユニフォーム (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は正の他に、副として正と色の異なるユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携帯すること(FP・GK用共)。(公財)日本サッカー協会に登録されたものを原則とする。
 (2) 審判(黒色)と同一または類似したシャツを試合において着用することはできない。
 (3) ユニフォームの色・背番号の参加申込以降の変更は認めない。
 (4) シャツの前面・背面に選手登録用紙に記載された選手固有の番号を付けること。
 (5) その他の事項については(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定による。
- 16 帯同審判員 本リーグは相互審判で行う。参加チームは(公財)日本サッカー協会認定審判員(4級以上)2名を必ず帯同させること(チーム役員も可)。
- 17 監督会議 日時：平成29年4月23日(日) 13時
 場所：(一社)十勝地区サッカー協会事務所 帯広市西8条南18丁目3-3 大西ビル2F
- 18 負傷及び事故の責任 本リーグ期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。

- 19 その他
- (1) 本リーグは実行委員会を組織し運営を行う。委員会は道東4地区サッカー協会第3種委員長及び参加チーム選出の実行委員（各1名）で構成し、実行委員長は道東ブロックユース部会第3種委員長が務める。
 - (2) 参加チームには運営当番を割り当てる。
 - (3) 出場チームは選手証を必ず持参すること。不携帯の場合は当該試合への出場を認めない。選手証を失った場合、電子登録証（写真が登録されたもの）が確認できる場合は出場を認める。
 - (4) 第1試合においては開始40分前、第2試合以降は前試合のハーフタイム時に、当該チーム監督はメンバー表3枚と選手証、ユニフォーム（明確に判断できる場合は不要）を持参し、担当審判・地区責任者（可能であれば）を加えて大会要項の確認と出場停止選手の確認、ユニフォームの色最終決定をマッチミーティングとして行う。
 - (5) 参加資格に違反したり、その他不都合な行為の発生した場合は、そのチームの本リーグへの出場を停止する。
 - (6) 開催要項に規定されていない事項についてはリーグ実行委員会において協議の上決定する。
 - (7) 参加チームは、傷害保険に加入し、リーグでの傷害に対応すること。
 - (8) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合はリーグ実行委員会において協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。
 - (9) 指導者が選手を引率する際の遵守事項
 - ① 選手の個々の権利・尊厳及び価値を尊重し、平等に扱うこと。
 - ② 選手の福利及び安全を最優先で扱うこと。
 - ③ 身体に対する暴力行為を行わないこと。
 - ④ 不適切な言葉を使用しないこと。
 - ⑤ 身体に対する暴力行為や不適切な言葉の使用を放置しないこと。上記事項に反する行為が行われた場合は、当該チーム・指導者・選手等に対し、リーグ役員（ウエルフェアオフィサー）により事情聴取が行われる場合がある。